

令和元年度

定期監査結果報告書

高梁市監査委員



高市監第161号
令和2年(2020)3月26日

高梁市長	近藤隆則	様
高梁市議会議長	小林重樹	様
高梁市教育委員会教育長	小田幸伸	様
高梁市選挙管理委員会委員長	橋本憲	様
高梁市農業委員会会長	仲山潔俊	様

高梁市監査委員 梅野誠
高梁市監査委員 倉野嗣雄

令和元年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

なお、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により、その旨を通知願います。

目 次

令和元年度定期監査結果意見

第1	監査の期間等	1
1	監査の期間	1
2	監査の実施日及び対象	1
第2	監査の方法	3
第3	監査の結果	3
第4	監査の意見	4
1	総括的事項について	4
(1)	各監査における指摘事項の処理状況について	4
(2)	未収金の回収整理について	4
(3)	公共施設の適正配置について	4
(4)	職員の適正配置について	4
(5)	物品購入、役務業務に係る事務処理について	4
(6)	補助金の適正な取り扱いについて	5
(7)	不動産の借受について	5
(8)	法令遵守と内部統制について	5
2	個別事項について	6
	市長直轄	6
	総務部	7
	産業経済部	8
	市民生活部	10
	健康福祉部	11
	消防本部	13
	国民健康保険成羽病院	13
	会計（会計課）	13
	教育委員会事務局	13

令和元年度定期監査意見

第1 監査の期間等

1 監査の期間

令和元年10月8日から令和2年3月26日まで

2 監査の実施日及び対象

令和元年11月6日から令和2年2月17日までの期間で、次の部署を対象に実施した。なお、前期日程対象部署以外の出先機関については、後期日程の各所管課実施時に書類審査を実施した。

実施日	前期日程対象部署		
令和元年 11月6日	産業経済部	農 林 課	農業振興センター 川上民芸品等共同創作センター 川上フラワーフルーツパーク
	健康福祉部	こども未来課	川上こども園、川上児童館、川上学童保育
	教育委員会	教育総務課	川上学校給食センター
学校教育課		川上小学校、川上中学校	
令和元年 11月8日	健康福祉部	こども未来課	備中保育園
	消防本部	消 防 署	西分駐署
	病 院	成 羽 病 院	備中診療所
	教育委員会	学 校 教 育 課	富家小学校
社 会 教 育 課		備中公民館、備中郷土館、景年記念館	
令和元年 11月11日	健康福祉部	福 祉 課	成羽長寿園
		こども未来課	成羽こども園
	教育委員会	社 会 教 育 課	川上公民館、川上総合学習センター 川上郷土資料館
文化センター		吉備川上ふれあい漫画美術館	
令和元年 11月13日	健康福祉部	こども未来課	有漢こども園
	教育委員会	教育総務課	有漢学校給食センター
		学 校 教 育 課	有漢東小学校、有漢西小学校、有漢中学校
		社 会 教 育 課	有漢公民館、有漢生涯学習センター
令和元年 11月20日	健康福祉部	福 祉 課	鶴寿荘、成羽デイサービスセンター
		こども未来課	成羽学童保育、病後児保育
	教育委員会	学 校 教 育 課	成羽小学校、成羽中学校
		社 会 教 育 課	成羽公民館、成羽図書館、成羽歴史資料館 成羽文化センター、成羽民俗資料館 成羽神楽館、青少年研修センター
令和元年 11月22日	市民生活部	成 羽 地 域 局	中連絡所、吹屋連絡所、坂本連絡所

実施日	後期日程対象部署	
令和2年1月22日	産業経済部	産業観光課、都市整備課、建設課 有害鳥獣対策室、岡山道4車線化推進室
令和2年1月28日	産業経済部	農林課、上下水道課
	病院	国民健康保険成羽病院
	議会	議会事務局
令和2年1月30日	教育委員会	教育総務課、学校教育課、社会教育課 スポーツ振興課、文化センター
令和2年2月3日	農業委員会	農業委員会事務局
	市民生活部	住もうよ高梁推進課、環境課 有漢地域局、川上地域局
令和2年2月5日	産業経済部	西部土木事務所
	市民生活部	市民課、成羽地域局、備中地域局
	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
令和2年2月7日	健康福祉部	健康づくり課、福祉課（社会福祉事務所） 介護保険課、医療連携課
	総務部	税務課
令和2年2月12日	総務部	監理課
	健康福祉部	こども未来課
	消防本部	消防総務課、予防課、警防課、消防署
	会計	会計課
令和2年2月17日	市長直轄	秘書広報課（大学連携室）（歴史まちづくり室） 防災復興推進課
	総務部	総務課、理財課

第2 監査の方法

令和元年度高梁市一般会計及び特別会計並びに公営企業会計について、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的であるかに主眼をおき実施した。

監査にあたっては、事前に各部署から必要な資料及び諸帳簿等の提出を求め、その資料に基づき、照合・検査（現金の実査を含む。）等を実施するとともに、関係課長等から事務事業の状況について説明を受け、聞き取りにより現状把握をした。

第3 監査の結果

監査した事務及び経営に係る事業の管理については、総括的には法令等に準拠し、総じて適正に処理されていると認められたが、一部については検討、改善を要する点が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な処理に努められたい。

また、今回の定期監査において、全庁的に共通する意見等を総括的事項として、監査対象部署ごとに改善を必要とする点及び要望する点は個別事項として考察を加えたうえ、特記すべき事項については、次頁以降の「第4 監査の意見」のとおりとした。さらに、事務処理上、注意すべき点で軽易な事項などは、監査執行の際に、口頭で改善を促した。

なお、「第4 監査の意見」の「2 個別事項について」に記述した指摘事項に対して、改善措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、改善措置の有無については、以後の監査等において確認する。早期改善に努められたい。

- ◆ 地方自治法第199条第12項…「監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考とし措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。」

第4 監査の意見

1 総括的事項について

(1) 各監査における指摘事項の処理状況について

各監査における指摘事項について、改善済、取り組み中、検討中の事項があるが、検討中の事項については、関係部署との調整を図りながら、早急に改善されたい。

- ◆ 各監査における指摘事項とは、平成30年度定期監査・決算審査、令和元年度例月現金出納検査に基づく指摘事項・意見のことをいう。

(2) 未収金の回収整理について

「高梁市債権管理マニュアル」に基づく取り組みを通じて一定の成果が上がっているが、所属により温度差がある。行政サービスの公平性を保つためにも、引き続き職員の研修会や学習会等の開催、財産調査や強制執行等にも取り組むなどし、徴収目標を達成され、未収金の縮減に努められたい。

(3) 公共施設の適正配置について

市内に重複した施設が多く、維持管理に係る経費は膨大である。これを縮減することは大きな課題であり、施設の整理統合を進めるとともに、跡地の処分を確実に行う必要がある。平成30年7月豪雨災害により市の財政が逼迫していることから、早急に取り組まれたい。

(4) 職員の適正配置について

職員数が減少するなか、特定の所属では、長時間の超過勤務が行われており、土木職等の専門職の不足も散見される。職員の健康管理の面からも仕事量や勤務状況を的確に把握し、適正な職員配置に努められたい。

(5) 物品購入、役務業務に係る事務処理について

見積依頼書に消費税の記入方法、予定価格に達しないときの取り扱い、支払時期等を見積提出要件又は契約要件を記載することなく、見積徴取され契約締結されている事例が、特に出先機関において見て取れた。

また、間違った様式の使用や旧様式のままの事例も見られるので、書類作成においては監理課からの通知文等を再確認され、特に契約関係は公平性確保が図れるよう、適正な事務処理に努められたい。

(6) 補助金の適正な取り扱いについて

各種補助金については、これまでの実績から安易に支出するのではなく、補助金そのものを随時見直すことが必要である。

また、基本的には交付要綱等に基づき事務を行っているが、要綱等の不備や一部手続きの不備が見られた。適正な運用及び根拠の明確化と公平性の確保に努められたい。

(7) 不動産の借受について

賃借料については、固定資産税の評価替え時に見直しをされているが、一部では交渉記録が整備されず、従前の例により契約をしている案件も見られた。不動産の借受は長期にわたるため、後々のためにも交渉記録を整備し、周辺との賃借料の整合性や公平性を確保するようにされたい。

(8) 法令遵守と内部統制について

法令の遵守は当然のことであるが、漫然と過去の踏襲を繰り返すことで、無意識のうちに不適切な事務処理を行ってしまう可能性がある。小さな過ちから、法令違反や大きな不祥事に繋がることを認識し、常に個々の業務を点検・見直すとともに、内部のチェック体制、管理体制を再確認され、個々の意識の向上と組織力の向上に鋭意努められたい。

2 個別事項について

今回の定期監査において、各部署ごとに課題・問題と認識すべき指摘事項を意見として記述する。その指摘事項に対して、改善措置を講じた場合には、その旨を監査委員に通知されたい。通知された場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表する。(地方自治法第199条第12項)

なお、改善措置の有無については、以後の監査等において確認する。早期改善に努められたい。

指摘事項については、次の区分によるものである。

・「改善」(改善が必要なもの)

- ア 法令、条例、規則等に明らかに違反しているもの
- イ 予算を目的外に支出しているもの
- ウ 不経済な行為又は損害を生じているもの
- エ 収入確保上や経済性に欠ける執行が明白で改善を要するもの
- オ その他著しく不適切又は妥当性を欠くもの

・「検討」(検討を要するもの)

- ア 事務の処理方法の統一など各部局間の調整等を要するもの
- イ 予算措置上又は制度上の不備等で検討を要するもの

・「注意」(注意すべきもの)

- ア 事務処理の記載誤り、記載漏れなど軽易な誤りのもの
- イ その他今後の事務処理に当たり、留意すべきもの

市長直轄

(1) 秘書広報課(大学連携室、歴史まちづくり室を含む)

「検討」

- ① 防災ラジオ等活用できる媒体は十分に活用され、市民に対する情報発信を積極的に取り組まれない。

(2) 防災復興推進課

「検討」

- ① 防災ラジオの普及率の向上に努められ、災害時以外でも有効活用されるよう各所属と調整を図られたい。また運用にあたっては、それぞれの地域性を十分考慮されたい。

「注意」

- ① 災害等から市民の生命財産を守るため、危機管理対策の強化に一層取り組まれたい。

総務部

(1) 総務課

「検討」

- ① 専門職の人員不足等が散見されるので、担当所属の意見等を適切に把握しながら、中長期的な人員確保に努められたい。
- ② 長時間の超過勤務については、適正な人員配置、関係部・課内外の連携を図り、職員の健康管理に努められたい。

「注意」

- ① 人材育成について、引き続き研修施設への派遣、独自の集合研修を開催するとともに、所属長には職場内での職員指導・育成の充実を図るように示されたい。
- ② 提出された見積書と契約書について、金額が相違している事案が見られた。内容等をよく確認し適正な事務処理に努められたい。

(2) 理財課

「注意」

- ① 行財政改革について、引き続き努力されたい。また公共施設等総合管理計画に基づく再編計画の策定については、適正な配置になるよう取り組まれたい。
- ② 公用車の法定点検が未実施の所属が見られた。今一度管理状況等の把握に努められたい。

(3) 税務課

「注意」

- ① 市税の未収金の管理・回収について、様々な取り組みにより、一定の成果が上がっている。引き続き取組方針や管理マニュアルに基づき、積極的、計画的に鋭意取り組まれない。

(4) 監理課

「注意」

- ① 引き続き適時に技術・安全関係、契約関係の研修等を行い、関係職員の知識と技術の向上に努められたい。

産業経済部

(1) 農林課（農業振興センター等を含む）

「検討」

- ① 補助金については、交付要綱等に基づき執行されているが、条文の解釈を付け加えるのではなく、要綱改正し運用するようにされたい。

「注意」

- ① 関係機関・団体と連携し、ピオーネ、薬草等の特産品の一層の生産と普及、ブランド化の推進及び特産品の PR に努められ、農業所得の向上につながるよう取り組まれない。
- ② 未収金の管理・回収について、引き続き取組方針や管理マニュアルに基づき、積極的、計画的に鋭意取り組まれない。

(2) 有害鳥獣対策室

「注意」

- ① 有害鳥獣による農作物被害の減少のため、各種対策、支援策を計画的、積極的に取り組まれない。

(3) 産業観光課（働く婦人の家等を含む）

「注意」

- ① 有漢工業団地の早期完成を目指し、企業誘致活動を積極的に図り、雇用

の確保に努められたい。

- ② 補助事業について、事業完了後は速やかに実績報告の提出や精算処理が行われるよう、適正な事務処理に努められたい。

(4) 建設課

「注意」

- ① 工事請負や測量設計委託等事業実施にあたっては、事前の現場確認、地元調整、計画の精査及び関係機関・部署との協議・連携等を徹底されたい。
- ② 道路は、生活に密着した重要な施設であり、安全・安心の確保も含め維持管理に万全を尽くされたい。

(5) 岡山道4車線化推進室

「注意」

- ① 岡山自動車道付加車線設置事業が円滑に行われるよう、関係機関との連絡調整を図られ、計画的な進行管理に努められたい。

(6) 都市整備課

「検討」

- ① 市営住宅の管理戸数が供給過多となっている。適正な管理戸数となるよう検討されたい。

「注意」

- ① 立地適正化計画について、関係機関と情報共有をしながら、十分な検討を行い、関連計画との調整・整合を図りながら居住誘導区域案の見直しを行われたい。
- ② 未収金の管理・回収について、引き続き、債権管理マニュアルなどに基づき、積極的、計画的に鋭意取り組まれたい。

(7) 上下水道課

「注意」

- ① 計画的な水道料金の改定を進めるにあたり、未収金の徴収強化、漏水調査、計画的な設備更新及び経費削減に努められ、簡易水道統合後も水道事

業の健全経営の維持に鋭意取り組まれない。

(8) 西部土木事務所

「注意」

- ① 工事請負等において、引き続き事前の現場確認、地元調整及び関係機関・部署との協議・連携等を徹底されたい。

市 民 生 活 部

(1) 市民課（コミュニティプラザを含む）

「注意」

- ① 第2次高梁市地域交通網形成計画に基づき、5か年計画の中で段階的に再編を進めるとともに、公共交通にかかる経費の抑制に努められたい。
- ② 補助金交付申請書に不適切な内容が見られた。書類をよく確認され、適正な事務処理に努められたい。

(2) 住もうよ高梁推進課（各地域市民センターを含む）

「注意」

- ① 移住・定住の諸施策について、事業の効果の検証を行いながら、常に内容の見直し等を行われ、更なる事業の推進に取り組まれない。

(3) 環境課（高梁市斎場を含む）

「注意」

- ① 見積依頼をした仕様書と契約書について、内容が一致しない事案が見られた。内容等をよく確認し適正な事務処理に努められたい。
- ② 未収金の管理・回収について、引き続き取組方針や管理マニュアルに基づき、積極的、計画的に鋭意取り組まれない。

(4) 有漢地域局

「注意」

- ① 補助金等の添付書類に不備が見られた。適正な事務処理に努められたい。

- ② 地域局で事務局を持っている各種団体の運営について、自主運営できるように指導されたい。

(5) 成羽地域局（各成羽地域連絡所を含む）

「注意」

- ① 地域局で事務局を持っている各種団体の運営について、自主運営できるように指導されたい。

(6) 川上地域局

「注意」

- ① 指定管理における実績報告書について、受託者の他管理施設を含んだ内容の記載が見られるため、適切に取り扱われるよう指導されたい。
- ② 補助金等の添付書類に不備が見られた。適正な事務処理に努められたい。
- ③ 土地の賃借契約について、賃借料の改定にあたっては、周辺との整合性や公平性を確保するようにされたい。
- ④ 地域局で事務局を持っている各種団体の運営について、自主運営できるように指導されたい。

(7) 備中地域局

「注意」

- ① 指定管理における実績報告書について、受託者の他管理施設を含んだ内容の記載が見られるため、適切に取り扱われるよう指導されたい。
- ② 補助金等の添付書類に不備が見られた。適正な事務処理に努められたい。
- ③ 地域局で事務局を持っている各種団体の運営について、自主運営できるように指導されたい。

健康福祉部

(1) 健康づくり課（保健センターを含む）

「注意」

- ① 委託契約書の内容が、委託内容に関係のない箇所が見られた。契約事務の適正化に努められたい。

(2) 福祉課（成羽長寿園、鶴寿荘、成羽デイサービスセンターを含む）

「検討」

- ① 旧長寿園・旧成羽川荘の跡地については、早急に方針を決定され確実に処分されたい。

「注意」

- ① 特命随契について、監理課との事前協議が必要であるが合議されていない事例が見られた。必要な事務処理や手続きを適正に行われたい。

(3) こども未来課（各児童館・学童保育・保育園・こども園・幼稚園等を含む）

「検討」

- ① 職員の超過勤務が突出して多い。業務のやり方等検討され、対応策を講じられたい。
- ② 旧鶴鳴保育園・旧成美保育園の跡地については、早急に方針を決定され確実に処分されたい。

「注意」

- ① 未収金の管理・回収について、引き続き、取組方針や管理マニュアルに基づき、積極的、計画的に鋭意取り組まれたい。
- ② 備品と消耗品の区分について、高梁市財務規則及び物品の分類基準（内規）により明確化が図られていることから、適正な事務処理に努められたい。
- ③ 土地の賃借契約に係る交渉記録を整備され、今後においても市の方針に基づく賃借料の交渉に努められたい。
- ④ 出先機関の準公金について、金庫や鍵がかかる保管場所等がなく、安全な管理ができていない事例が見られた。適正な管理に努められたい。

(4) 介護保険課

「注意」

- ① 介護現場での人材不足について、関係機関・団体と協議・連携等を図られ、問題解決に向け取り組まれたい。

(5) 医療連携課（診療所を含む）

「検討」

- ① 国保の健康づくりモデル事業について、合併前から継続されているが、市内全体を見通しながら事業の見直しを検討されたい。

「注意」

- ① 高梁市地域医療計画について、既存課題解決のため、関係機関と連携し計画達成されるよう努められたい。

消防本部（消防総務課・予防課・警防課・消防署・西分駐所）

「注意」

- ① 契約事務については、財務規則に則り内容を精査し適正な事務処理に努められたい。
- ② 小規模飲食店の消火器設置義務等の法令改正について、各店舗等の指導はされているが、市民への広報も取り組まれたい。

国民健康保険成羽病院

「注意」

- ① 新公立病院改革プランに基づき、更なる経営の効率化に取り組まれたい。
- ② 地域において必要な医療を安定的・継続的に提供するために、医師及び看護師の確保について、引き続き取り組まれたい。
- ③ 未収金に関して、高梁市債権管理マニュアルに基づき、適切に対応され、解消に向け積極的、計画的に鋭意取り組まれたい。

会計（会計課）

「注意」

- ① 公金について、引き続き適正な管理に努められたい。

教育委員会事務局

(1) 教育総務課（学校給食センターを含む）

「注意」

- ① 見積依頼は、公平性の確保が図られるよう適切な事務処理に努められたい。

(2) 学校教育課（各小・中・高等学校等を含む）

「注意」

- ① 出先機関の準公金について、引き続き適正な管理に努められたい。

(3) 社会教育課（各図書館、各郷土資料館、各公民館等を含む）

「注意」

- ① 特命随契について、監理課との事前協議が必要であるが合議されていない事例が見られた。必要な事務処理や手続きを適正に行われたい。

(4) スポーツ振興課（市民体育館、勤労青少年ホーム等を含む）

「検討」

- ① 職員の超過勤務も多く事業量も過多であるように見て取れる。各事業の精査を検討されたい。

「注意」

- ① 子供たちの健全育成や競技力の向上、また市民の健康増進のため関係団体等と連携を図りながら、スポーツ振興に取り組まれたい。
- ② 指定管理における実績報告書について、内容に不備があり修正の必要があった。適正な事務処理がされるよう指導されたい。

(5) 文化センター

「注意」

- ① 管理業務委託について、相手方への通知不備が見られた。適正な事務処理に努められたい。
- ② 見積依頼は、公平性の確保が図られるよう適切な事務処理に努められたい。